

鳥取市中心市街地活性化協議会運営補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、鳥取市中心市街地活性化協議会運営補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第2条 本補助金は、中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第15条第1項により組織された中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）に対し補助金を交付し、もって中心市街地の活性化に寄与することを目的とする。

（補助事業者）

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、協議会とする。

（補助対象経費）

第4条 本補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる人件費及び一般管理費とする。ただし、仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）を除く。

（補助金の算定等）

第5条 本補助金は、補助対象経費の額に、人件費については10分の10、一般管理費については2分の1（ただし、市長が特に認めるものについては10分の10）を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、1,000円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 規則第4条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号及び様式第2号とする。

2 補助事業者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、第4条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額で算定した額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

3 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、第4条の規定にかかわらず、

仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更）

第 7 条 規則第 9 条第 1 項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額以外の変更とする。

（着手届の提出）

第 8 条 本補助金の交付に係る事業は、規則第 10 条第 1 項第 3 号の市長が別に定める場合とし、同項に規定する着手届の提出を要しないものとする。

（実績報告）

第 9 条 規則第 12 条の実績報告書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に規定する書類は、様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとし、補助金の交付を受けた年度の翌年度の 4 月 20 日までに行わなければならない。

2 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

3 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合、様式第 3 号により速やかに市長に報告しなければならない。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額を超える場合は、当該交付決定控除税額）を超えるときは、市長の返還命令を受けて、当該超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（雑則）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（鳥取市 TMO 運営補助金交付要綱の廃止）

2 鳥取市 TMO 運営補助金交付要綱（平成 15 年 4 月 1 日制定）は廃止する。

（この要綱の失効）

3 この要綱は、令和 10 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

4 この要綱の失効前に、この要綱の規定に基づき交付の決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年11月20日から施行し、平成30年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の鳥取市中心市街地活性化協議会運営補助金交付要綱により交付決定がなされた補助事業については、なお従前の例による。

別表（第4条関係）

費 用	内 容
人 件 費	給与、賃金
一般管理費	会議費
	旅費交通費
	通信運搬費
	消耗品費
	印刷製本費
	燃料費
	光熱水費
	使用料及び賃借料
	報償費
	委託費
	手数料
	交際費（開店祝い花輪に係る経費に限る。）